



地域おこし協力奮闘記を掲載したい気持ちです！香南市の良さを、ぜひアピールしてほしい！

納税は口座振替がおすすめです

口座振替は、各種税に利用できる安心、安全、便利なくみです。また、省資源化、経費削減にもつながります。ぜひご利用ください。

■「口座振替」について
市税を指定した口座から引き落とすことにより、自動的に納税されますので、口座振替を解約するまで継続して納税することができません。

★口座振替のメリット

- ・納め忘れがなくなる
- ・納めに行かなくてよい
- ・一度手続きすると、簡単に納税することが出来る

■利用できる税目
固定資産税、市・県民税（普通徴収）、国民健康保険税、軽自動車税の納付にご利用いただけます。

※お申し込みいただいた納税義務者および利用者の税目に対してのみ適用されます。

■手続きに必要なもの

①引き落としを希望される口座の預金通帳



納税は口座振替がおすすめです

経営所得安定対策

**の受け付けが
始まります！**

経営所得安定対策の交付申請と作付申告の受け付けを行います。対象農家の方には順次、文書でご案内しますので期間内の申請をお願いします。

なお、当日は混雑が予想されますので、事前に関係書類の確認をお願いします。経営所得安定対策のうち「米の直接支払交付金」は平成30年度より廃止されましたが、引き続き作付申告へのご協力をお願いします。制度の詳細内容は中国四国農政局のホームページ (http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/kobetu_hosyo/) をご覧ください。

対象農家	日程	受付時間	会場
吉川町	5月8日(火)	9:00 ～ 15:00	吉川総合センター
夜須町	5月9日(水)・10日(木)		大峰の里
赤岡町	5月11日(金)	15:00	赤岡市民館
野市町	5月14日(月)～18日(金)		JA土佐香美本所
香我美町	5月21日(月)～24日(木)		香南市香我美支所

▼問い合わせ／中国四国農政局高知地域支局 ☎088-875-2151
香南市地域農業再生協議会 ☎57-7535
※上記の受付期間中、再生協議会事務局は職員が不在の場合があります



母の日のプレゼントに、いかがですか？
人気の多肉植物をメッセージボードに寄せ植えしてみませんか？フォトフレームには、お気に入りの写真、メッセージカードなどを入れることができます。

日時 4/28(土) 10:00～12:00

場所 のいちふれあいセンター 3階 学習室

- 対象 市内在住・在勤・在学の方
※4月13日(金)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- 定員 / 15人
- 講師 / 井関 京子さん
- 持ち物 / エプロン・フォトフレームに入れた写真やポストカード・タオル
- 参加費 / 1台 2,000円
- 申込み締切り / 4月27日(金)
- 申込み・問い合わせ / 香南市中央公民館 ☎56-1056



無料法律相談会



5月1日から始まる憲法週間の行事の一環として、無料法律相談会を開催します。

日時 5月8日(火)
受け付け 12時30分～15時
相談 13時～17時

場所 高知市本町五丁目二一〇
高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階

お問い合わせ 高知地方・家庭裁判所事務局 総務課庶務係
☎088-822-10576

**身体障害者等の方の
軽自動車税減免制度について**

身体等に障害があるため、身体障害者手帳等の交付を受けている方で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象になります。

◆減免の対象

自動車の所有者※1	運転者	車両使用の内容	台数等
身体障害者本人	身体障害者本人	移動のため	1台 車種は 自家用のもの
身体障害者本人(18歳未満)または生計を同一にする方	身体障害者等の方と生計を同一にする方または常時介護する方※3	通院・通学(通園)・通所・通勤のための送迎	
知的・精神障害者本人または生計を同一にする方※2			

※1 / 「所有者」…原則として所有者が身体障害者の方の名義であること(=身体障害者の方が軽自動車税の納税義務者になっていること)
※2 / 「生計を同一にする方」…同居の親族が条件です。別居の場合は扶養の関係が確認される場合のみ対象
※3 / 「常時介護する方」…障害者の方の通院等のために継続して日常的に運転する方

◆減免の要件

- ①身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害者認定を受けた部位や等級によって減免の可否が異なりますので、お問い合わせください)
- ②知的障害者の方は、療育手帳A1、A2の等級の交付を受けている方
- ③精神障害者の方は、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

受付期間 4/2(月)～5/24(木) ※厳守

★申請は毎年必要です。
前年減免認定を受けた方も必ず申請してください。

※前年減免認定を受けた方には、申請様式を4月上旬に送付します

▼申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ③自動車車検証または写し
- ④運転免許証(軽自動車等の運転者)または写し
- ⑤マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カード等)
- ・障害者本人が申請する場合…マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要
- ・代理人が申請する場合…障害者本人の申請に必要なものに加え、代理の方の本人確認ができる運転免許証などの顔写真付身分証明書の写し、委任状が必要

※普通自動車税の減免を受ける方は、軽自動車税の減免を申請することはできません。普通自動車税減免制度のお問い合わせ、および減免申請は中央東県事務所(☎088-866-8510)へ

▼問い合わせ・申請先
市役所税務収納課(☎57-8504)

平成29年度
市県民税随2期
国民健康保険随2期
の納期限は
5月1日(火)です。
期限内の納付をお願いします。

**大人のための
弦楽器初心者講座**

バイオリン、ピエラ、チェロ初心者講座です。楽器は初めての方、少し経験のある方、合奏を一緒に楽しみたい方も、楽器をお持ちでない方はご相談ください。

日時 5月9日～7月25日の毎週水曜日、11時～12時、全12回

場所 のいちふれあいセンター

定員 先着10人

※定員に達し次第締め切り

講師 横矢恵津子

参加費 1万円

※初回時にお支払いください

申込み・問い合わせ 松本和子
☎56-5091

**特定健診受診券の
事前発行ができます**

特定健診受診券は4月30日時点で国保に加入している40～74歳の方を対象に、5月下旬頃に郵送します。受診券郵送以前(4～5月下旬)に受診を予定している方は、受診券の事前発行を行いますので、市民保険課へご連絡ください。

また、人間ドックを受診する時に受診券を持参すると、特定健診にあたる費用の割引が受けられます。

ただし、次の機関では受診券を持参して人間ドックを受診しても割引が受けられませんので、受診前に別途助成申請が必要です。申請は各支所でも受け付けています。

■助成申請が必要な機関
・いずみの病院
・高知赤十字病院

■助成申請に必要なもの
・受診者本人名義の通帳
・印鑑

お問い合わせ 市役所市民保険課



**介護保険料を年金からの
天引きで納めている方へ**

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。

平成30年度の介護保険料は7月上旬に決定するため、4、6、8月の介護保険料の金額は、平成30年2月と同じ保険料額を年金から天引きで納めていただきます(仮徴収)。ただし8月は年間を通じてできるだけ均等になるように調整した金額となります。

所得や課税状況が確定した後、7月に平成30年度の介護保険料(年額)を決定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。

平成30年度年間保険料

4月	仮徴収
6月	(30年2月と同額。ただし8月を除く)
8月	
10月	本徴収
12月	(年間保険料 - 仮徴収額)
2月	

お問い合わせ 市役所高齢者介護課



「香南住むず」の調査記事の件、良い案だとおもいます！近所でも空き家もふえており、一方で過疎化も進んでいるので ↓(15ページへ)